

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 4 月 21 日 (火) 第 712 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 、 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)
ページ

告 示

- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課取扱い) 1
 - 県営土地改良事業の換地計画の決定 (農地整備課取扱い) 1
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課取扱い) 2
 - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 2
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 2
 - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (熊毛支庁取扱い) 3
- 公 告
- 令和 8 年度狩猟免許試験公告 (自然保護課取扱い) 3
 - 令和 8 年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告 (自然保護課取扱い) 5

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 303 号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和8年4月21日から同年5月5日まで鹿児島県漁業協同組合錦江支所において縦覧に供する。

令和8年4月21日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
霧島市隼人町住吉1935番地3 川畑博司
霧島市隼人町真孝1269番地13 宮崎裕二
霧島市国分中央三丁目33番17号 福崎安尚
- 2 加入区
錦江加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
鹿児島県漁業協同組合錦江支所

鹿 児 島 県 告 示 第 304 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営農地中間管理機構関連農地整備住吉地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年4月21日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 8 年 4 月 22 日から同年 5 月 25 日まで
- 3 縦覧場所
始良市役所耕地課

鹿 児 島 県 告 示 第 305 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿 児 島 県 土 木 部 砂 防 課 及 び 大 隅 地 域 振 興 局 建 設 部 建 設 総 務 課 に 備 え 置 い て 縦 覧 に 供 す る。

令和 8 年 4 月 21 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

区域の名称	区	域
上今坂地区	次に掲げる標柱の 1 号から 9 号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 1 号と 9 号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1 号	鹿屋市郷之原町 12586 番 5
	2 号	鹿屋市郷之原町 12586 番 1
	3 号 4 号	鹿屋市郷之原町 12578 番 1
	5 号	鹿屋市郷之原町 12579 番 1
	6 号	鹿屋市郷之原町 12580 番 1
	7 号	鹿屋市郷之原町 12581 番 2
	8 号	鹿屋市郷之原町 12584 番
	9 号	鹿屋市郷之原町 12586 番 6

大 隅 地 域 振 興 局 告 示 第 11 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 8 年 4 月 21 日

大 隅 地 域 振 興 局 長 坂 脇 健 一

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こども発達サポートあとりえ	鹿屋市東原町 5921 番地 4	合同会社 Twin k l e s t a r s	鹿屋市吾平町上名 2116 番地 5	城ヶ原まどか	令和 8 年 4 月 1 日	児童発達支援

大 隅 地 域 振 興 局 告 示 第 12 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 8 年 4 月 21 日

大 隅 地 域 振 興 局 長 坂 脇 健 一

事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			廃 止 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障がい福祉ヘルパ	鹿屋市川西町	合同会社楽園	鹿 児 島 市 上 福 元	松元 真帆	令和 8 年	居 宅 介

ーステーションAs obu。鹿屋事業所	3924-1		町5787-3川上 コーポ1-B号 室		3月31日	護・重度 訪 問 介 護・同行 援護
------------------------	--------	--	---------------------------	--	-------	-----------------------------

熊毛支庁告示第2号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和8年4月21日

熊毛支庁長 前島実

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
マンマテラスやくしま	熊毛郡屋久島町 宮之浦2351番地 20	社会福祉法人大照 福祉会	鹿児島市和田一 丁目46番30号	山野 徳幸	令和8年 4月1日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス

公 告

令和8年度狩猟免許試験公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和8年4月21日

鹿児島県知事 塩田康一

1 試験の場所、期日及び開始時刻

(1) 第1回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局本庁舎（鹿児島市小川町3番56号）	令和8年7月26日（日）	午前9時
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎（南さつま市加世田東本町8番地13）		
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎（薩摩川内市神田町1番22号）		
鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎（始良市加治木町諏訪町12番地）		
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）		
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎（熊毛郡屋久島町安房650番地）		
鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番3号）		

(2) 第2回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎（日置市伊集院町下谷口1960番地1）	令和8年8月23日（日）	午前9時
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎（指宿市十二町		

301番地)		
鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎（出水市昭和町18番18号）		
鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎（伊佐市大口里53番地1）		
曾於市大隅中央公民館（曾於市大隅町中之内9135番地）		
鹿児島県熊毛支庁舎（西之表市西之表7590番地）		
天城町防災センター（大島郡天城町大字天城427）		

(3) 第3回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県庁（鹿児島市鴨池新町10番1号）	令和8年12月13日（日）	午前9時

2 受験資格

鹿児島県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳に、それぞれ満たない者
- (2) 統合失調症、そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)から(3)までに該当する者を除く。）
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 受験しようとする狩猟免許と同一の種類免許を法第52条第2項第1号の規定により取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

3 受験手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ 2の(2)から(4)までに該当する者でない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。）

エ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

オ 狩猟免許申請手数料 5,200円（法第49条各号のいずれかに該当する者にあつては、3,900円。なお、提出書類等を受理した後は、狩猟免許申請手数料は返還しない。）

カ 110円分の切手

(2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許申請書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。

(3) 提出書類等の提出期間

ア 第1回試験を受けようとする者

令和8年6月15日（月）から同年7月10日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 第2回試験を受けようとする者

令和 8 年 7 月 13 日 (月) から同年 8 月 7 日 (金) までのそれぞれの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

ウ 第 3 回試験を受けようとする者

令和 8 年 10 月 26 日 (月) から同年 11 月 27 日 (金) までのそれぞれの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 免許申請書の用紙の交付

免許申請書の用紙は、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を明記し、110円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 その他

(1) 免許申請書を受取り、受験資格があると認められた者に対して試験の場所及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において試験を受けること。

なお、試験を受ける際は、受験票を必ず持参すること。

(2) 指定された試験の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された試験の期日の 3 日前 (その日が休日のときは、その前日) までになされた場合に限り受け付ける。

(3) 試験に合格した者には、後日狩猟免許状を交付する。

(4) 不正の手段によって狩猟免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消し、狩猟免許状を返還させる。

(5) 狩猟免許試験に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課 (電話 099-286-2111 内線 2618)、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会 (電話 099-222-9449)、同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

.....

令和 8 年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。) 第 51 条第 2 項の規定により適性試験を、同条第 4 項の規定により講習を次のとおり実施する。

令和 8 年 4 月 21 日

鹿児島県知事 塩田 康一

1 適性試験及び講習の場所、期日及び開始時刻

(1) 第 1 回適性試験及び講習

場 所	期 日	開始時刻
カクイックス交流センター (かごしま県民交流センター) (鹿児島市山下町 14 番 50 号)	令和 8 年 7 月 5 日 (日)	午前 9 時
鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎 (日置市伊集院町下谷口 1960 番地 1)	令和 8 年 8 月 2 日 (日)	
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎 (指宿市十二町 301 番地)	令和 8 年 7 月 5 日 (日)	
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎 (南さつま市加世田東本町 8 番地 13)	令和 8 年 8 月 2 日 (日)	
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎 (薩摩川内市神田町 1 番 22 号)	令和 8 年 7 月 5 日 (日)	
鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎 (出水市昭和町 18 番 18 号)	令和 8 年 8 月 2 日 (日)	
鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎 (始良市加治木町諏訪町 12 番地)	令和 8 年 7 月 12 日 (日)	

鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎（伊佐市大口里53番地1）	令和8年8月2日（日）	
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）	令和8年7月5日（日）	
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）	令和8年7月16日（木）	
曾於市大隅中央公民館（曾於市大隅町中之内9135番地）	令和8年8月2日（日）	
鹿児島県熊毛支庁舎（西之表市西之表7590番地）	令和8年7月12日（日）	
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎（熊毛郡屋久島町安房650番地）	令和8年8月9日（日）	
鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番3号）	令和8年7月4日（土）	
きゅら島交流館（大島郡瀬戸内町古仁屋船津33番地1）	令和8年7月8日（水）	
徳之島交流ひろばほーらい館（大島郡伊仙町伊仙2575番地2）	令和8年7月15日（水）	

(2) 第2回適性試験及び講習

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県庁（鹿児島市鴨池新町10番1号）	令和8年9月6日（日）	午前9時

2 対象者等

(1) 対象者

鹿児島県内に住所を有し、令和8年9月14日まで有効である法第43条の狩猟免許又は法第51条第3項の規定により更新された狩猟免許を受けている者で、その狩猟免許（以下「更新対象免許」という。）の更新を受けようとするもの

(2) 更新対象免許以外の狩猟免許の更新

更新対象免許と種類及び有効期間が満了する日の異なる狩猟免許を併せて受けている者は、当該更新対象免許の更新の際に、当該更新対象免許以外の狩猟免許についても更新することができる。

(3) 適性試験の免除

認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、狩猟について必要な適性を有することが確認された者については、適性試験を免除する。

3 適性試験及び講習を受けるための手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ 次の(ア)から(ウ)までに該当する者でない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。）

(ア) 統合失調症、そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

(イ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(ウ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(ア)又は(イ)に該当する者を除く。）

エ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

オ 狩猟免許更新申請手数料 2,900円（2,900円分の鹿児島県収入証紙を免許更新申請書に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、狩猟免許更新申請手数料は返還しない。

カ 110円分の切手

(2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許更新申請書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。

(3) 提出書類等の提出期間

ア 第1回適性試験及び講習を受けようとする者

令和8年5月7日（木）から各場所の適性試験及び講習の期日の14日前（その日が県の休日に当たるときは、その日前において最も近い県の休日でない日）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 第2回適性試験及び講習を受けようとする者

令和8年7月13日（月）から同年8月21日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 免許更新申請書の用紙の交付

免許更新申請書の用紙は、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許更新申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を明記し、110円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 その他

(1) 免許更新申請書を受理し、受験資格があると認められた者に対して適性試験及び講習の場所及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において適性試験及び講習を受けること。

なお、適性試験及び講習を受ける際は、受験票を必ず持参すること。

(2) 指定された適性試験及び講習の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された適性試験及び講習の期日の3日前（その日が県の休日に当たるときは、その日前において最も近い県の休日でない日）までになされた場合限り受け付ける。

(3) 第1回適性試験又は第2回適性試験に合格した者には、更新を申請した者の現に有する狩猟免許と引換えに、新たな狩猟免許を後日交付する。

(4) 狩猟免許更新に係る適性試験及び講習に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課（電話099-286-2111内線2618）、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会（電話099-222-9449）、同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。